

## 神戸市水道労働組合との交渉議事録

- 1 日時：令和6年3月12日（火） 18:35 ～ 18:54
- 2 場所：水道局総合庁舎4階会議室
- 3 出席者：  
（局）経営企画課課長（業務改革担当）、係長2名、他1名  
（組合）委員長、書記長、書記次長、他5名
- 4 議題：災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について
- 5 発言内容：

### ○当局からの説明

（局）皆様方におかれては、日頃から、水道事業の運営について、また、令和6年能登半島地震にかかる被災地支援に対して、ご理解・ご協力をいただきあらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、市長部局で災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当が創設されたことに伴い、水道局でも市長部局に合わせて同手当の創設について提案させていただく。

配布している「災害応急対応・災害復旧対応に係る特殊勤務手当の創設について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」について、本市の区域外の災害発生地域に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する危険性や困難性を鑑み、特殊勤務手当を創設する。

「2. 内容」について、（1）「名称」については、災害応急対応等派遣手当とする。

（2）「対象職員」については、対象業務に従事した職員とする。ただし、災害発生地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員は除くこととする。

（3）「対象業務」については、本市以外の国内の災害発生地域に派遣されて行う災害応急対応又は災害復旧対応に係る業務とする。

（4）支給額は、日額1,000円とする。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において対象業務に従事した場合は、日額2,000円とする。

「3. 実施時期」について、令和6年1月1日に遡及して適用する。

本日お示しした災害応急対応等派遣手当は特殊勤務手当の一つであるため、令和3年8月に提案した待機手当（宿日直手当）等各種手当の見直しと合わせて議論したいと考えていたが、すでに多くの職員が能登半島地震での応急・復旧に関する業務に取り組んでいる状況の中、派遣された職員の皆さんの苦労に局として報いるためにも、令和3年8月の提案に関する協議に先行して手当を創設し、対象となる方に支給することとした。

特殊勤務手当というのは、「著しく危険、不快、不健康、困難であるなど、他の業務

に比べて“特殊”であると認められる業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給（俸給）で評価することが適当でないと思われ、従事する職員に対して支給される手当」とされている。局によって担当する事業の違いはあっても、例えば、多くの人が寝ている深夜時間帯に働かないといけなかったり、万が一の出動に備えて緊張感を持って待機している状態だったり、危険を感じるような高い所で業務に当たらないといけないなど、勤務の質という点では共通していると思うので、同じ神戸市役所に勤務する職員としては同じような評価が与えられるべきと考えている。

また、市長部局との人事交流を前提とした人員配置状況等を勘案しても、市長部局と給与体系を合わせておく必要があると考えているので、令和3年8月の提案内容についても引続き協議をお願いします。

#### ○議事要旨

（組合）今提案された内容については、災害派遣に関して通常の出張とは違うと、やっとなんて神戸市でも認められたとの印象である。産別要求書の中でも災害応援に関することは事前に労働協約を締結するとの内容を盛り込んでいる。やっとなんてここがスタートラインであると思っているので、労働協約に関してあらためて協議をお願いしたい。今回の提案は能登半島に派遣されている職員全員に支給されるという認識か。

（局）その認識である。

（組合）1,000円の根拠を教えてください。

（局）冒頭に申し上げたとおり市長部局に合わせた形だが、市長部局では他都市の同様の手当の金額を勘案して決めたと聞いている。

（組合）国と同額の1,080円にしていきたいと考えている。

（局）繰り返しになるが、市長部局に合わせて日額1,000円、災害対策基本法第63条第1項の警戒区域等において対象業務に従事した場合は日額2,000円をお願いしたい。

（組合）2年半前も申し上げたが、市長部局に合わせるからとの説明は労使協議を無視しており納得できない。水道局の業務にあった金額にしていきたい。市長部局に合わせる必要はないと考えている。

（局）労使協議は重要だと考えているが、同じ神戸市職員として、待遇を揃える必要があると考えている。また、業務の違いはあるが、過酷な被災地に派遣されるという点で同質であると考えている。調べた中でも他都市や国の取扱いとは違うところがあったが、今回の提案は市長部局に合わせるという判断をした。

（組合）平行線だが、我々としては神戸市に合わせる必要はないと考えており、組合としては金額の再検討を要請したいと考えている。あくまで被災地に派遣された手当ということだが、今後労働協約の中でも金額についてはしっかりと詰めていきたい。

（組合）確認しておきたいが、市長部局が特殊勤務手当を導入したので合わせた提案とのことだが、本来、水道単独でも導入検討は可能といった認識でよいか。

( 局 ) 理論的にはそうである。

(組合) 何でも市長部局に合わせる必要はない。市長部局の導入より先に話をするこもできたと思う。局の感覚も分からなくはないが、過去に給料表を市長部局と合わせるといった内容の提案を受けた際には、そういった提案の仕方はやめてほしいと言っていた。交渉ではその辺りを注意してほしい。

( 局 ) 特殊勤務手当の提案であるので、元々は令和3年8月提案と併せて協議したいと考えていたが、既に能登半島地震の応急・復旧作業に従事した多くの職員に局として報いるために、先行して提案させていただいたところである。

(組合) 手当を新設することで局としてプラスになるものだと、そういった姿勢が必要である。組合としては1,080円との金額を求めていくが、職員に対してバックアップできることは何でもしてほしい。

( 局 ) 承知した。以上で団体交渉を終了する。